議案番号	議案の名称	審査結果	採決日		
議案第127号	令和4年度宝塚市一般会計補正予算(第	可決			
	7号)	(全員一致)			
議案第128号	令和4年度宝塚市特別会計国民健康保険	可決			
	事業費補正予算 (第3号)	(全員一致)	(全員一致)		
議案第129号	令和4年度宝塚市特別会計介護保険事業	可決			
	費補正予算 (第3号)	(全員一致)			
議案第130号	令和4年度宝塚市特別会計後期高齢者医	可決			
	療事業費補正予算(第2号)	(全員一致)			
議案第131号	令和4年度宝塚市特別会計平井財産区補	可決			
	正予算(第1号)	(全員一致)			
議案第132号	令和4年度宝塚市特別会計山本財産区補	可決			
	正予算(第1号)	(全員一致)			
議案第133号	令和4年度宝塚市特別会計中筋財産区補	可決			
	正予算(第1号)	(全員一致)			
議案第134号	令和4年度宝塚市特別会計中山寺財産区	可決			
	補正予算(第1号)	(全員一致)			
議案第135号	令和4年度宝塚市特別会計米谷財産区補	可決	11月22日		
	正予算(第1号)	(全員一致)			
議案第136号	令和4年度宝塚市特別会計川面財産区補	可決			
	正予算(第1号) (全員一致)				
議案第137号	令和4年度宝塚市特別会計小浜財産区補 可決				
	正予算(第1号)	(全員一致)			
議案第138号	号 令和4年度宝塚市特別会計鹿塩財産区補 可決				
	正予算(第1号)	(全員一致)			
議案第142号	宝塚市情報公開条例の一部を改正する条	可決			
	例の制定について	(全員一致)			
議案第143号	地方公務員法の一部を改正する法律の施	可決			
	行に伴う関係条例の整備に関する条例の	(全員一致)			
	制定について				
議案第144号	宝塚市立看護専門学校条例の一部を改正	可決			
	する条例の制定について	(賛成多数)			
議案第145号	宝塚市個人情報の保護に関する法律の施	可決			
	行に関する条例の制定について	(全員一致)			

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第150号	丹波少年自然の家事務組合規約の変更に	可決	1 1 8 9 9 8
	関する協議について	(全員一致)	11月22日

審査の状況

① 令和4年11月17日 (議案審査)

・出席委員 ◎冨川 晃太郎 ○田中 大志朗 梶川 みさお 北山 照昭 寺本 早苗 となき 正勝 中野 正 村松 あんな

② 令和4年11月22日 (議案審査)

・出席委員 ◎冨川 晃太郎 ○田中 大志朗 梶川 みさお 北山 照昭 寺本 早苗 となき 正勝 中野 正 村松 あんな

③ 令和4年12月16日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎冨川 晃太郎 ○田中 大志朗 梶川 みさお 北山 照昭 寺本 早苗 となき 正勝 中野 正 村松 あんな

(◎は委員長、○は副委員長)

議案番号及び議案名

議案第127号 令和4年度宝塚市一般会計補正予算(第7号)

議案の概要

補正後の令和4年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額 915億4,579万7千円(37億4,702万2千円の増額)

歳出予算の主なもの

増額 ふるさと納税推進事業、基金管理事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、特別支援学校施設整備事業、償還事業、物価高騰等に対する指定管理者 への支援金

減額 人件費、額確定に伴う執行残など

歳入予算の主なもの

增額 市税 個人市民税

繰越金 前年度からの繰越金

減額 市債 老人福祉施設整備事業債など

繰越明許費補正

追加 小学校施設整備事業など

債務負担行為補正

追加 市立病院経営強化プラン等策定業務委託料ほか11件

変更 県議会議員選挙ポスター掲示場設置等委託料など

地方債補正

追加 特別支援学校施設整備事業債

廃止 公民館整備事業債など

変更 新庁舎・ひろば整備事業債などの限度額

論 点 なし

<質疑の概要>

- 問1 企業版ふるさと納税PR支援業務委託について、阪神間で先行実施している自治 体で、どの程度の実績が上がっているのか。
- 答1 三田市で令和3年度の寄附実績が500万円程度と聞いている。
- 問2 委託業務の内容に宝塚市の事業紹介があるが、委託業者より市職員のほうが詳し く説明できるのではないか。
- 答2 企業版ふるさと納税は市外の企業からの申入れで成り立つ。一つには、委託業者 の各事業者とのつながりなどにも期待するところがある。
- 問3 寄附をする事業者と委託業者が違うのは分かっているが、今回は特名随意契約

- で、300万円を寄附するから30万円余りの業務委託をこちらの事業者に、という交換条件になっているように思える。問題ではないのか。
- 答3 委託業者が寄附見込企業にPR等を行い、寄附を頂けることが決まれば報酬を支払うという成功報酬型の契約は、まだ新しい仕組みであることから、内閣府とも相談しながら進めている。今回は寄附が具体化してからの予算計上となったが、次年度以降は公募で複数の委託業務契約を行うなど、他市の事例を見て検討していきたい。
- 問4 市営亀井第3住宅の維持補修工事費が、太陽光パネル等の更新取りやめにより減額となっているが、現物を見て判断したのか。
- 答4 太陽光パネルの法定耐用年数は17年であり、市営亀井第3住宅が19年目を迎えるため予算要求をしたが、現地調査の上防水工事の保証期間内は使用可能との見通しが立ったことから、今回の更新を取りやめた。
- 問5 市立病院経営強化プラン等策定業務委託について、周辺の自治体病院が再編・統合を進めていく中で、現状規模の病院の必要性や黒字の維持等の分析は、経営強化プランに記載するのか。
- 答5 近隣市は再編・統合によって病床数を減らす予定だが、本市もダウンサイジング しながら経営強化に向けて取り組みたい。経営強化プランにその旨の記載を考えて いる。
- 問6 経営強化プランの策定に、市長部局及び市立病院はどこまで関わるのか。
- 答6 今年度、市立病院内にワーキンググループを立ち上げて議論し、その後院内の策定委員会、市の病院改革検討会で議論しながら、病院事業運営審議会でまとめていきたいと考えている。
- 問7 敷地調査業務も含めた委託とのことだが、市立病院の建て替えは既に決定しているのか
- 答 7 建て替えについては今後の課題としており、敷地調査結果を基に経営強化プランの中で決定していきたいと考えている。
- 問8 物価高騰等に伴う指定管理者への支援金について、各施設からの予算要求の総額 3,537 万1 千円に対して、支援金額の合計が948 万円。この支援金額の上限は、どのようにして決めたのか。
- 答8 上限として決めたものではなく、6月の補正予算で福祉関係の民間事業者等に行った支援金額と合わせたことで、総額がこのようになった。

- 問9 補正予算の要求額がゼロの施設と、支援金額がゼロの施設との違いは。
- 答9 補正予算要求額がゼロの施設については、基本協定書に記載されているリスクの 負担区分で物価高騰によるものは指定管理者という部分を見て要求を行わなかっ た担当課もあったと考えており、支援金額がゼロの施設については、物価高騰の影 響額が指定管理料から算出される支援金の額に満たないと判断し、要求を見送った ところなどである。
- 問10 全体の値上げに対して割合を決めるのではなく、支援金を出さない施設もあれば、支援金を出す施設でもその金額が大きく異なる状態。公平性に欠けるのではないか。
- 答10 今回はあくまでも事業者への支援金として、6月補正時の福祉関係の民間事業者等への支援金とのバランスを考えた。光熱水費の高騰については、各施設の事情をよく聞き取り、対応を検討していきたい。
- 問11 本来は宝塚市が運営している市の施設であり、物価高騰は指定管理者の努力で どうにかできるものではない。全額市が補填すべきではないか。
- 答11 それぞれの施設で状況が異なるため、ヒアリング等で精査し、3月の補正予算で対応したい。
- 問12 宝塚市立スポーツセンター及び宝塚市立末広体育館は、リスク分担表の中に、 収支計画に多大な影響を及ぼす場合は協議事項と記載しているが、公民館のほうに 記載していないのはなぜか。
- 答12 光熱水費や物価高騰のリスク負担を指定管理者とする公民館のほうが標準と考えているが、スポーツセンターなどはエネルギーの使用量が多いため、全額を指定管理者の負担とすることは難しいとして、基本協定を結ぶ際に協議事項と記載したものと考えている。
- 問13 担当者の判断、考え方が統一されていないのでは。委託と指定管理者制度の違いを職員が十分理解されているのか疑問である。研修などが必要ではないか。
- 答13 指定管理者制度や運用の在り方を担当職員が共有していくことは必要であり、 検討していきたい。
- 問14 リスク分担をどのような考え方で定めるかは、非常に重大な話。全体の方針を 組織で検討すべきではないか。
- 答14 担当部の意見を十分聞きながら、最終的には都市経営会議で議論し、決定して いきたい。

- 問15 弁護士に法律相談をしているが、今回のような想定外の事態が起きた場合のリスク分担についてをきちんと聞いたのか。
- 答15 弁護士からは、リスク分担表に記載されているとおり、光熱水費の高騰については指定管理者の負担であり、支払わなくてもよいと判断するが、今の状況が指定管理者の経営に大きな影響を与えると判断する場合は、市は一定の責任を持つべきとの見解を得ている。
- 問16 弁護士の法律的な解釈とは別で、指定管理者への事業支援を政策的に判断すべ きではないか。
- 答16 市として、よりよい市民サービスを届けるために、指定管理者への支援の在り 方を判断する必要があると感じている。

自由討議 なし

討 論 なし

審査結果 可決(全員一致)

<附帯決議>

議案第127号令和4年度宝塚市一般会計補正予算(第7号)に対する附帯 決議(案)

令和2年度から続く新型コロナウイルス感染症の影響に加えて、令和4年度に発生したウクライナ侵攻によるエネルギー危機や円安による物価高騰等は、事業者に甚大な影響を与えている。

そのような中で、宝塚市は、令和4年度宝塚市一般会計補正予算(第7号)で、指定 管理者に対する支援として物価高騰等対策指定管理者継続支援金を計上された。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するためには、民間事業者等の有するノウハウを広く活用することが有効であるという考えに基づいて導入された制度で、サービスの質の向上、行政コストの縮減を行い、その制度の活用によって地域振興及び活性化並びに行財政改革の推進効果が期待されるものである。

支援対象の指定管理者は、宝塚市に代わって、質が高く、合理的な行政サービス・公益事業を遂行している。

物価等の変動について、リスク分担では変動に伴う経費の増は指定管理者が分担するとされているが、今回は、指定管理者との基本協定書の中の損害賠償及び不可抗力の章及びリスク分担表の不可抗力の伴うものを根拠に市と協議し、支援するものだが、支援額の算定方法が指定管理料により決められていることについては全く理解できない。

光熱水費、特に電気やガスの単価の高騰や、新型コロナ感染対策による使用量等について、丁寧にその影響を検証し、物価高騰分を応分に支援すべきと考える。

市の直営施設は光熱水費の高騰分を全て査定したとのことだが、指定管理者に対して

もその影響額を丁寧に検証する中で、市長が言う市民・事業者に寄り添った、誰一人取り残さない支援にすべきである。

よって、指定管理者の影響額について再度精査し、3月補正予算で支援金の追加を求める。

以上決議する。

議案番号及び議案名

議案第128号 令和4年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第3号)

議案の概要

補正後の令和 4 年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費の歳入歳出予算の総額 235 億 2,021 万 8 千円(17 億 1,035 万 7 千円の増額)

歳出予算の主なもの

增額 一般被保険者療養給付事業、基金積立事業、償還事業

歳入予算の主なもの

増額 県支出金 普通交付金 繰越金 前年度からの繰越金

債務負担行為補正

追加 国民健康保険被保険者証等更新事業

論 点 なし

<質疑の概要>

なし

自由討議なし

討 論 なし

議案番号及び議案名

議案第129号 令和4年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算(第3号)

議案の概要

補正後の令和 4 年度宝塚市特別会計介護保険事業費の歳入歳出予算の総額 231 億 2,272 万 9 千円 (3 億 5,709 万 4 千円の増額)

歳出予算の主なもの

増額 基金管理事業

歳入予算の主なもの

増額 繰越金 前年度からの繰越金

債務負担行為補正

追加 介護保険料決定通知書等印字業務委託料など

論 点 なし

<質疑の概要>

なし

自由討議 なし

討 論 なし

議案番号及び議案名

議案第130号 令和4年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算(第2号)

議案の概要

補正後の令和4年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費の歳入歳出予算の総額 46億7,496万1千円(1億5,038万9千円の増額)

歳出予算の主なもの

增額 後期高齢者医療広域連合納付金

歳入予算の主なもの

増額 繰越金 前年度からの繰越金

論 点 なし

<質疑の概要>

なし

自由討議 なし

討 論 なし

議案番号及び議案名

議案第131号 令和4年度宝塚市特別会計平井財産区補正予算(第1号)

議案第132号 令和4年度宝塚市特別会計山本財産区補正予算(第1号)

議案第133号 令和4年度宝塚市特別会計中筋財産区補正予算(第1号)

議案第134号 令和4年度宝塚市特別会計中山寺財産区補正予算(第1号)

議案第135号 令和4年度宝塚市特別会計米谷財産区補正予算(第1号)

議案第136号 令和4年度宝塚市特別会計川面財産区補正予算(第1号)

議案第137号 令和4年度宝塚市特別会計小浜財産区補正予算(第1号)

議案第138号 令和4年度宝塚市特別会計鹿塩財産区補正予算(第1号)

議案の概要

(議案第131号)

補正後の歳入歳出予算の総額 3,887万9千円 (887万8千円の増額)

歳出予算の主なもの 増額 平井農会区有金繰出金

歳入予算の主なもの 増額 繰越金 前年度からの繰越金

(議案第132号)

補正後の歳入歳出予算の総額 701 万2千円 (127 万3千円の増額)

歳出予算の主なもの 増額 山本区有金繰出金

歳入予算の主なもの 増額 繰越金 前年度からの繰越金

(議案第133号)

補正後の歳入歳出予算の総額 335万4千円 (98万1千円の増額)

歳出予算の主なもの 増額 区有金繰出金

歳入予算の主なもの 増額 繰越金 前年度からの繰越金

(議案第134号)

補正後の歳入歳出予算の総額 736 万1 千円 (231 万2 千円の増額)

歳出予算の主なもの 増額 区有金繰出金

歳入予算の主なもの 増額 繰越金 前年度からの繰越金

(議案第135号)

補正後の歳入歳出予算の総額 3,602万7千円(808万7千円の増額)

歳出予算の主なもの 増額 米谷農会区有金繰出金

歳入予算の主なもの 増額 繰越金 前年度からの繰越金

(議案第136号)

補正後の歳入歳出予算の総額 405万4千円(43万8千円の増額)

歳出予算の主なもの 増額 区有金繰出金

歳入予算の主なもの 増額 繰越金 前年度からの繰越金

(議案第137号)

補正後の歳入歳出予算の総額 841万2千円(245万5千円の増額)

歳出予算の主なもの 増額 区有金繰出金

歳入予算の主なもの 増額 繰越金 前年度からの繰越金

(議案第138号)

補正後の歳入歳出予算の総額 735万4千円 (475万6千円の増額)

歳出予算の主なもの 増額 区有金繰出金

歳入予算の主なもの 増額 繰越金 前年度からの繰越金

論 点 なし

<質疑の概要>

なし

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	議案第131号 可決(全員一致)
	議案第132号 可決(全員一致)
	議案第133号 可決(全員一致)
	議案第134号 可決(全員一致)
	議案第135号 可決(全員一致)
	議案第136号 可決(全員一致)
	議案第137号 可決(全員一致)
	議案第138号 可決(全員一致)

議案番号及び議案名

議案第142号 宝塚市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律に基づく個人情報の 保護に関する法律の一部改正に伴い、改正後の個人情報の保護に関する法律に基づく個 人情報保護制度と、現行の宝塚市情報公開条例に基づく情報公開制度との整合を確保す るため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

なし

自由討議 なし

討 論 なし

議案番号及び議案名

議案第143号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に 関する条例の制定について

議案の概要

地方公務員法の一部が改正され、令和5年4月1日から地方公務員の定年年齢が段階的に引き上げられる等の改正が行われたことにより、定年制度及び給与制度等に関する条例の整備を要するため、関係する条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

- 問1 60 歳に達した管理監督職を原則係長級に格付けるとのことだが、係長の役職枠が埋まり、昇格を目指す若い職員の道が閉ざされるのではないか。
- 答1 役職定年制度による係長の増加は想定されるが、若手の係長の成り手を少なくしてしまうと、将来の管理職や幹部職の候補が少なくなることや、昇格試験の倍率が高まり、若手の職員の昇格意欲や仕事へのモチベーションの減衰につながるなどのデメリットも考えられる。人件費等も考慮しながら調整を図っていきたい。
- 問2 役職定年後は、所属部署に配置するのか。全く違う部署への配置転換も想定しているのか。
- 答2 所属部署で後続の課長や係長のフォローをするか、それまでの経歴等をもって、 以前の所属部署等への配置とするか、ケース・バイ・ケースであると考えている。
- 問3 役職定年後に果たすべき役割について、対象者に研修などは行うのか。
- 答3 それまでの経験を伝え、課長をフォローするなどの役割を十分認識してもらうよう、研修等で伝えることは考えている。
- 問4 役職定年制度で係長職を選択しない場合は、週4日勤務の再任用職員の立場しか 選択できない。係長職を選択せず週5日勤務を希望する職員の救済策はあるのか。
- 答4 現行の希望降任制度を適用して、一般職の正規職員に就くことは可能である。
- 問5 職員が59歳になる年度にこの制度の説明会をするとのことだが、職員の今後の 生活に関わることでもあり、職員全員に情報提供をするべきと考えるがどうか。
- 答 5 本議案の可決後、該当する職員に説明し、質疑にも対応する予定としている。 それ以外の職員については資料で周知し、分かりにくい部分など問合わせがあれ ば丁寧に対応していきたい。

- 問6 今回の改正について、宝塚市独自の部分はあるのか。
- 答 6 月額で報酬を定める会計年度任用職員の報酬体系については正規職員に準じて 決定してきた経緯があることから、今回についても、その部分は本市独自のもので あると考えている。
- 問7 60 歳に達した管理監督職員であっても、その任期を決めて1年を超えない範囲で任用できるとする役職定年制度の特例の適用は、誰がどの段階で判断するのか。
- 答7 役職定年制度の特例の適用については、任命権者が判断することとなり、市長部局であれば市長が判断する。特例の適用には本人の同意も必要になるため、ある程度時間的な余裕を持って手続を進めていくこととなる。

自由討	議	なし
討	論	なし
審査結	!	可決(全員一致)

議案番号及び議案名

議案第144号 宝塚市立看護専門学校条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

宝塚市立看護専門学校の入学金及び授業料に係る受益者負担の適正化を図るため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

- 問1 宝塚市立看護専門学校の卒業生は、市内よりも市外で就職する傾向が顕著だと考えるが、兵庫県内の他の市立看護専門学校の傾向は把握しているか。
- 答1 他の学校の就職先まで全て把握はしていないが、市内病院の看護師確保など、設立の状況がそれぞれあるため、多少は市内での就職率の高低があるものと考えている。
- 問2 平成29年度から令和3年度までの宝塚市立病院の看護師募集人数と看護専門学校卒業生の採用人数に差があるが、学校としての応募状況はどうなっていたのか。
- 答2 例年、募集人数と同数またはそれ以上の応募がある。
- 問3 宝塚市立病院としては、同程度の資質がある看護師の応募があった場合、看護専 門学校の卒業生を優先して採用する考えはあるのか。
- 答3 同校は市立病院で実習を行っており、それぞれの学生の力量も事前にある程度は 把握している。平成30年、令和元年と市立病院の経営状態が悪化したため、看護 師の採用人数を5年間かけて削減する方針であったが、以前であれば、7、8割、9割というところで同校の学生を採用していた。同校の学生は非常に優秀であり、できるだけ今後も採用していきたい。
- 問4 入学金及び授業料の推移と受験者数の推移を見ると、値上げした際に受験者数が減っている傾向がある。看護学校としては、やはり値上げの影響で受験者数が減ったと考えているのか。
- 答4 看護専門学校では、オープンキャンパスを開催して施設見学等を行っている。 授業料等も選択の一つの要素であり、影響はないとは言えないが、基本的に看護 学校の施設や教育課程を吟味し、理解されていると考えている。
- 問5 前回の補正予算で、新型コロナ関係による学生への支援があった。学生生活が大変だと支援しなければならない状況の中、授業料や入学金を値上げすることは相矛盾する。どう考えているのか。

- 答5 今回の条例改正は、令和6年度からの新入生を対象にしている。その段階での物価高騰の状況は非常に不透明ではあるが、ある程度落ち着いていることを念頭に置き検討した。新入生の負担が高くなる部分は心苦しいが、今後も14年連続合格率100%という看護師を、常に100%育てているということを続けていくためにも、学校運営の費用面もしっかりと見直さなければいけないという視点で、今回提案をした。
- 問6 宝塚市立看護専門学校の卒業生が市外で就職することは非常にもったいない。市 内の病院に就職できるような手立てや方法はないのか。
- 答6 同校の卒業生の就職先については、市立病院のほか市内の病院にも採用されているが、基本的にはスキル、経験を上げるために、人材育成もするような大きな病院を選ぶこともあろうかと考えている。

同校も令和4年度からカリキュラムを変更し、地域医療に重点を置いた学びを進めており、宝塚市について学ぶ宝塚学の授業などを取り入れている。将来的には、スキル等を身につけ、過去に学んだ学校のあるこの宝塚を思い出して、戻ってきてもらえるようなことも考えながら取り組んでいる。

自由討議 なし

討 論

(反対討論)

討論 1 宝塚市立看護専門学校は、質の高い教育をもって優秀な看護師を養成し、世に送り出しており、宝塚市の一つの誇りである。たとえ他市で就職したとしても、同校の卒業生は優秀だと受け止められれば、本市の評価は当然上がる。卒業生の市への貢献度で役割をはかるのではなく、もっと大きな意味で、同校が果たしている役割を明確にした上で、今後の運営を続けていくべきである。

また、令和6年度に経済状態が劇的に改善しているとは思えない。賃金の上昇が物価に追いつかない状況で、経済的理由で学ぶことを諦めざるを得ない人も多くいる中、教育にかかる負担は増やすべきではない。

以上の趣旨から反対する。

審 査 結 果 可決(賛成多数 賛成 6 人、反対 1 人)

議案番号及び議案名

議案第145号 宝塚市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定について

議案の概要

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律に基づく個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、現行の宝塚市個人情報保護条例を廃止するとともに、新たに宝塚市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

- 問1 匿名加工情報の提供について、間違いなく個人が特定できないように加工されているかをどう確認していくのか。
- 答1 行政機関等匿名加工情報については、法律、政令などで定められた基準があり、 それに従って加工した後、担当部局等で確認した上で事業者に提供する。
- 問2 事業者に提供するに当たって、行政に費用負担が生じるなど不利益を被ることは ないのか。
- 答2 加工手数料を徴収することで、実際に要した人件費や委託料を含む費用との同額 を回収できると考えている。
- 問3 条例制定後は、一律に審議会に諮問する規定は定めないということだが、運用上はこれまでと同様、必要に応じて審議会に諮るという認識でよいか。
- 答3 一律に条例で定めることを条件づけるような規定の設定はできないが、個人情報の取扱いやセキュリティ対策面での課題については、これまでと同様に審議会に諮問や報告をして、意見を伺いながら運用していきたい。
- 問4 現行の個人情報取扱事務登録簿と改正後に作成及び公表を行う個人情報ファイル簿とでは取扱いが異なり、事務負担が増えるのではないか。
- 答4 公正な個人情報保護制度の運用については、個人情報を収集、保有し、どのような目的で活用しているのか、市民への説明責任もある。事務が増える部分は確かにあるが、個人情報ファイル簿の整理についてはしっかりとやっていきたい。

自	由	討	議	なし

討 論 なし

審 査 結 果 可決(全員一致)

議案番号及び議案名

議案第150号 丹波少年自然の家事務組合規約の変更に関する協議について

議案の概要

令和5年3月31日をもって、尼崎市が丹波少年自然の家事務組合を脱退することに伴い、丹波少年自然の家事務組合規約の一部を変更するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

- 問1 尼崎市が丹波少年自然の家事務組合を脱退することにより、同施設の存続が困難なため解散することはやむを得ないが、小学校の自然学校は代替施設で運営できるのか。
- 答1 一概に比較することは困難だが、代替となるそれぞれの施設では、地域性を生かした特色あるプログラムが体験できるため、大きな影響はないと考えている。
- 問2 今後の在り方を検討している宝塚自然の家で、将来的に宿泊や中学生の転地学習などの野外活動ができるよう検討しないのか。
- 答2 中学生の転地学習などの宿泊体験には、様々なプログラムと今の時代に合った宿 泊環境の整備が必要と考えている。施設の老朽化などにより日帰り施設に転換した 宝塚自然の家では、転地学習などの受入れは現時点ではなかなか困難な状況であ る。まずは日帰り施設として、体験プログラムを増やしていこうと考えている。
- 問3 これまで、大半の小学校が同施設を利用していたが、利用施設の変更による実施 時期や負担料金など、子どもたちへの影響はないのか。
- 答3 実際に比較してみないと確認できないが、現段階では、費用について大きな影響が出ることはないと考えている。

白	由	討	議	なし
---	---	---	---	----

討 論 なし